

浄化槽は維持管理が必要

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する施設なので、微生物が活発に活用できるような環境を保つために、保守点検・清掃が必要です。

また、保守点検・清掃ができていないかを確かめるために、「法定検査」を受ける事が必要です。保守点検・清掃・法定検査は、浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務付けられています。

保守点検とは

保守点検は、消毒液の補充や浄化槽の運転状況、放流水の水質確認など、機器の故障などを早期に発見するために行います。保守点検の回数は、浄化槽の種類により定められています。

清掃とは

浄化槽内に溜まった汚泥などは、過度に蓄積されると、浄化槽の機能に支障をきたし、十分な処理がされなかったり、悪臭を発生させる原因となったりします。

す。このようなことにならないために、汚泥を槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を掃除することが必要となります。清掃の回数は、浄化槽の種類により定められています。

法定検査とは

浄化槽法では、浄化槽管理者は浄化槽の保守点検や清掃とは別に、法定検査を受けることが義務付けられています。法定検査(7条検査および11条検査)は、浄化槽の保守点検および清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に発揮されているかについて判断するために行うものです。

7条検査(設置後検査)

浄化槽が適正に設置され、かつ浄化槽が本来の機能を発揮しているか使用開始後3〜8カ月間に確認する検査です。

11条検査(定期検査)

浄化槽の保守点検、清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているかを定期的、継続的に判断する検査です。毎年1回、定期的に検査を受けなければならぬことになっています。

7条・11条検査は、熊本県知事の指定検査機関である「熊本県浄化槽協会」が、外観検査、水質検査、書類検査の各項目をチェックし総合的に判定します。浄化槽を正しく管理することにより水環境を保全しましょう。

第26回動物愛護祭り

動物愛護祭りでは、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるためにさまざまなイベントを行います。家族の皆さんで参加してみませんか。

- 日時 9月22日(土) 午前10時〜午後1時30分

- 場所 熊本県農業公園「カントリーパーク」(合志市)

- 内容 動物慰霊祭、譲渡会、長老犬表彰、健康しつけ相談、盲導犬の理解・啓発、動物愛護図画作品表彰と展示など

被災者生活再建支援制度

7月12日豪雨災害により、住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金制度があります。ただし、対象となるのは、現に居住している建物のみとなります。詳しくはお問い合わせください。

1. 対象となる被災世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
 - ②住宅が「大規模半壊」(*)した世帯
 - ③住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず「解体」した世帯
- ※「大規模半壊」とは、災害で住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯。

2. 支援金の支給額

支援額は、次の2つの支援金の合計額となります(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額)。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

全壊	大規模半壊(*)	解体
100万円	50万円	100万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
200万円	100万円	50万円

- ・いったん賃貸住宅に入居した後、自ら居住する住宅を建築・購入する場合は、合計で200万円。
- ・いったん賃貸住宅に入居した後、自ら居住する住宅を補修する場合は、合計で100万円。

●問い合わせ 役場健康福祉課 福祉係 ☎(293)3510

災害援護資金制度

7月12日豪雨災害により住宅や家財に被害を受けた場合や世帯主が負傷した場合、その世帯の立て直しを目的に資金を貸し付ける制度です。

1. 貸付対象者など

- ①当該世帯主が重傷を負った場合
- ②住宅が滅失、流失、全壊または半壊した場合
- ③家財に損害があった場合

2. 連帯保証人

貸付に当たっては、貸付金額の弁済資力がある連帯保証人が必要です。

3. 所得制限があります

4. 貸付額

貸付区分	貸付限度額	
(1)世帯主が負傷した場合(療養に1カ月以上かかること)	①家財、住家とも損害がない場合	150万円
	②家財の損害1/3以上	250万円
	③住居が半壊した場合	270万円
	④住宅が全壊した場合	350万円
(2)世帯主が負傷しなかった場合(療養に1カ月かからない場合も含む)	①家財の損害1/3以上	150万円
	②住居が半壊した場合	170万円
	③住居が全壊した場合(④の場合を除く)	250万円
	④住居の全体が滅失し、もしくは流失した場合	350万円

5. 貸付条件

- ・利率 年3%(据置期間中は無利子)
- ・償還期限 10年(据置期間を含む)
- ・据置期間 3年

6. 申請期限 10月31日(水)

地下水採取の許可制度などが施行されます

県では、地下水の更なる保全を図るため、3月に熊本県地下水保全条例を改正しました。主な改正点は次のとおりです。

①熊本地域内※において、揚水機の吐出口の断面積が19cm²(直径約5cm)を超える揚水設備により地下水を採取する人は、県知事の許可が必要で、水量測定器の設置が義務化されます。

②熊本地域内※において、吐出口の断面積が19cm²(直径約5cm)を超える自噴井戸により地下水を採取する人は、県知事への届出が必要です。

10月1日以降、新たに①に該当する揚水設備で地下水を採取する予定の人は、県知事の許可がなければ、地下水の採取ができません。

許可を受けず、または届出をせずに地下水を採取した場合や、地下水採取量報告を行わない場合は、罰則が適用されることとなりますので、ご注意ください。

既に①に該当する揚水設備により地下水を採取している人も、平成27年9月30日までに県知事の許可を受ける必要があります。

※大津町、熊本市、菊池市(旧泗水町、旧旭志村の市域に限る)、宇土市、合志市、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の区域

●問い合わせ 県環境生活部環境局環境立県推進課 ☎(333)2272